第27回総会 令和4年8月31日

- 局長起立、一同礼、着席
- 局 長 総会に先立ちまして、8月の業務報告をいたします。

却 /十	光弦和
-報告、	業務報告

- 局 長 今月は、農地法施行規則第29条の規定に係る届出(小規模転用)が1件提出されていますので報告いたします。土地の所在は、大字調殿字〇〇番1、地目:台帳・現況ともに田、面積1,986㎡の内119㎡、申請者は、大字調殿〇〇番地、〇〇、転用目的は、駐車場及び倉庫の設置となっています。地元〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。
- 局 長 今月は、相続届出3件、使用貸借合意解約5件、賃貸借合意解約3件が提出されて いますので併せてご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長に お願いいたします。
- 会 長 ただ今から令和 4 年度第 27 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。農業委員 15 名 推進委員 4 名、合計 19 名の出席であります。本日の議案件数でありますが、7 件を提案しております。
- 議 長 議案第 151 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

- 局 長 議案第 151 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページ の通り申請件数は 1 件であります。
 - 1番を説明します。申請者:三宅の○○、申請地:大字調殿字○○番1外1筆、登記・現況共に田、面積1,400 ㎡、申請内容・目的:集合住宅用地、内容:2階建長屋住宅2棟14戸の建築であります。
- 議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。
- 11 番 今回は、25番 ○○委員と私(11番 ○○委員)が会長の命を受けまして、8月22 日午前9時より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、清 係長同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条3件、非農地証明3件の現地調査 を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしくお願いします。尚、非 農地証明調査には、29番 ○○委員にも同行いただきました。
- 11 番 1番を説明します。申請地は、調殿地区の○○集落で、○○から西に約 200m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照ください。今回の申請は、申請人の○○さんが、長屋住宅を建設するための転用申請です。周囲は、東側は市道、西側は私道、南側は民家、北側は○○さん自宅となっています。雨水は、敷地内の溜桝から排水路に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長ここで事務局の補足説明をお願いします。
- 事務局特にありません。
- 議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議長 議案第 152 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。 事務局の説明を求めます。
- 局 長 議案第 152 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2 ページ の通り申請件数は 3 件であります。

1番を説明します。受人:日向市の○○、○○、渡人:右松の○○、申請地:大字右 松字○○番3、登記・現況ともに畑、面積411 ㎡、申請事由:一般個人住宅用地、権 利の内容:売買による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅1棟の建築であります。

- 議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。
- 25 番 1番を説明します。申請地は、妻地区の○○集落で、○○から南に約50m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照ください。申請人の○○、○○さんが、○○さんから売買により所有権の移転を受け、住宅を建築するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は住宅、南側は住宅、北側は○○となっています。雨水は、敷地内の側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う、周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の終編関係者等へ説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長ここで事務局の補足説明をお願いします。

- 事務局 この土地の購入価格は、○○円となっています。
- 議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議 長 次に2番の説明をお願いします。
- 局 長 2番を説明します。受人:三宅の○○、渡人:右松の○○、申請地:大字右松字○ ○番4、登記:畑、現況:農業用施設、面積479 ㎡、申請事由:農家住宅用地、権利 の内容:贈与による所有権移転、主な内容は、農家住宅1棟の建築でありますが、既 に農業用施設建築済みであり顛末書が添付されています。
- 議長2番について特別調査員の報告をお願いします。
- 25 番 2番を説明します。申請地は、妻地区の○○集落で、○○から西へ約 100m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照ください。今回の申請は、申請人の○○さんが○○さんからの贈与により、所有権の移転を受け、農家住宅を建築するために申請されたものです。この申請地は、平成 5 年頃に無断で牛舎と倉庫を建築していましたが、住宅建築用地とするため、この 2 棟を取り壊していたもので、違反転用を是正し、新たに農家住宅を建築するための転用申請となります。この案件については、顛末書が添付されていますので、皆さんご確認ください。周囲は、東側は市道、西側はのり面、南側は畑、北側は○○の住宅となっています。雨水は、土地改良区の排水路に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等は、周辺にブロックを設置し、土砂

の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意も得ています。この申請地は、 過去の農業上の公共投資の実績から第1種農地となりますが、集落に接続しているこ とから許可可能な案件となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆さま のご審議をよろしくお願いします。

議長ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議長次に3番の説明をお願いします。
- 局 長 3番を説明します。受人:穂北の○○、渡人:穂北の○○、申請地:大字穂北字○ ○番 2、登記・現況ともに田、面積 945 ㎡、申請事由:農家住宅及び農業用倉庫敷地、 権利の内容:贈与による所有権移転、主な内容は:農家住宅1棟及び農業用倉庫1棟 の建築であります。
- 議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。
- 11 番 3番を説明します。申請地は、穂北の○○集落で、○○から西に約200m行った所の 農地です。詳細については、配付済みの地図を参照ください。申請人の○○さんが、 ○○さんから贈与により所有権の移転を受け、農家住宅及び農業用倉庫とコンテナ置 場を建設、設置するために申請されたものです。周囲は、東側は農業用倉庫、西側は 農道挟み山、南側は水田、北側は農道挟み田となっています。雨水は、敷地内の溜桝

から西側排水路に流します。生活排水については、合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う周辺への土砂流出等は、L型ブロックを南側の田方面に設置して、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ同意を得ているとのことです。この申請地は、過去の農業上の公共投資の実績から第1種農地となりますが、集落に接続していることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

- 議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。
- 事務局 住宅としては、945 ㎡と大きいですが、利用計画平面図の通り、農業用倉庫と生産 物収納コンテナを設置したとのことで、945 ㎡ 1 筆全てで申請となっています。
- 議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議長 議案第 153 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。 事務局の説明をお願いします。
- 局 長 議案第 153 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3 ~4 ページの通り、申請件数は 6 件であります。尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明を

お願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等については、担当者が報告いたします。

1番を説明します。受人:黒生野の○○、渡人:同居人の○○、申請地:大字黒生野字○○番2外2筆、登記・現況ともに田、面積5,398 ㎡、権利の内容:贈与による所有権移転です。

- 議長ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 20 番 1番を説明します。今回の申請は、妻地区、○○に住む○○さんから息子の○○さんへ農業継承のための贈与となります。農地の場所につきましては、配付済みの地図を参照ください。○○さんは、米、飼料稲、ピーマン等を4町ほど作付けしている農家であります。申請地にも米を作付けし、農地として活用されることを確認しています。農機具も、トラクター、コンバイン、軽トラ等農業に必要な機械類一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長次に、担当の補足説明をお願いします。
- 事務局 特にありません。
- 議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 次に2番の説明をお願いします。

- 局 長 2番を説明します。受人:黒生野の〇〇、渡人:同居人の〇〇、申請地:大字黒生野字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,261 ㎡、権利の内容:贈与による所有権移転です。
- 議長ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 20 番 2番は1番と同様になりますが、黒生野に住む○○さんから、息子○○さんの妻○
 ○さんへ、農業継承のための贈与となります。農地の場所につきましては、配付済みの地図を参照ください。○○さんは、米、飼料稲、ピーマン等を4町ほど作付けしている農家であります。申請地も米を作付けし、農地として活用されることを確認しています。農機具も、トラクター、コンバイン、軽トラ等農業に必要な機械類一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長次に、担当の補足説明をお願いします。
- 事務局 特にありません。
- 議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長異議ありませんか。
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)

(異議なしの声多数)

- 議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 次に3番の説明をお願いします。
- 局 長 3 番を説明します。受人:南方の〇〇、渡人:下妻の〇〇、申請地:大字南方字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積 911 ㎡、権利の内容:贈与による所有権移転です。

- 議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 23 番 3番を説明します。今回の申請は、穂北の○○集落の○○さんから、下妻に住む○○さんの要望による贈与となります。親戚関係にはありませんが、昔から小作していた○○さんへ管理を含めて無償となったようです。農地の場所は、配付済みの地図を参照ください。○○さんは、主にピーマンを作付けする農家で、農業に必要な機械類一式揃っています。何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長次に、担当の補足説明をお願いします。
- 事務局特にありません。
- 議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 次に4番の説明をお願いします。
- 局 長 4番を説明します。受人:上三財の〇〇、渡人:上三財の〇〇、申請地:大字上三 財字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積231㎡、権利の内容:売買による所有権移転 です。
- 議長地元委員欠席のため、事務局より確認事項の説明をお願いします。
- 事務局 4番を説明します。渡人は、上三財に住む○○さんから、同じく上三財に住む○○ さんへの所有権移転で、売買となります。農地の場所は、お手元の地図を参照ください。三財の○○から南西に約 400m 進んだ所の農地となります。今回、受人が小菜園を

探していたところ、今回の申請地の前に、受人の住居があり、近くの菜園として勝手が良いこと、また、渡人の〇〇さんが管理困難なことで、今回の申請となりました。 地区担当委員に確認したところ、受人は農業に必要な機械類一式揃っており、周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。尚、この土地の売買価格は、10a当たり〇〇円となっています。

- 議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 次に5番の説明をお願いします。
- 局 長 5番を説明します。受人:佐土原町の〇〇、渡人:奈良県の〇〇、申請地:大字平郡字〇〇番3、登記・現況ともに畑、面積704㎡、権利の内容:売買による所有権移転です。
- 議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 6 番 5番を説明します。今回の申請は、奈良県に住んでいる○○さんから、宮崎市佐土原町に住む○○さんへの売買となります。農地の場所は、お手元の地図を参照ください。申請地につきましては、先月の総会議案第147号空き家に附属した農地として承認をいただいているところで、今回空き家とセットで取得されるそうです。今回初めて農地を取得されることから、「取得農地を5年以上継続して耕作する誓約書」及び「営農計画書」が提出されております。特に問題ないことから許可相当と判断しまし

た。皆さまのご審議をお願いします。

議長次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の売買価格は、10a 当たり○○円となっています。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)

議 長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

- 議長全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議長次に6番の説明をお願いします。
- 局 長 6番を説明します。受人:下三財の〇〇、渡人:高鍋町の〇〇、申請地:大字下三 財字〇〇番、登記:田、現況:畑、面積 502 ㎡、権利の内容:売買による所有権移転 です。
- 議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。
- 3 番 6番を説明します。今回の申請は、高鍋町に住んでいる○○さんから、三財に住む ○○さんへの売買となります。農地の場所は、お手元の地図を参照ください。○○か ら、西に約200m進んだ所の農地となります。申請地につきましては、先月の総会議案 第147号空き家に附属した農地として承認をいただいているところで、今回空き家と セットで取得されるそうです。今回初めて農地を取得されることから、「取得農地を5 年以上継続して耕作する誓約書」及び「営農計画書」が提出されております。特に問 題ないことから許可相当と判断しました。皆さまのご審議をお願いします。
- 議長次に、担当の補足説明をお願いします。
- 事務局 この土地の売買価格は、10a 当たり○○円となっています。

- 議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)
- 議 長 異議ありませんか。 (異議なしの声多数)
- 議 長 賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長全員賛成ということで許可決定いたします。
- 議 長 議案第 154 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局 の説明を求めます。
- 局 長 議案第 154 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、 農用地利用集積計画の公告です。議案書 5~6 ページの所有権移転分 3 件を説明させ ていただきます。
 - 1番 受人:高鍋町の○○、渡人:南方の○○、申請地:大字南方字○○番 2、登記・現況ともに田、面積 256 ㎡です。
 - 2番 受人: 下三財の○○、渡人: 下三財の○○、申請地: 大字下三財字○○番、登記・現況ともに田、面積 1,368 m²です。
 - 3番 受人:宮崎市の○○、渡人:茶臼原の○○、申請地:大字茶臼原字○○番2、登記・現況ともに畑、面積8,212 ㎡です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年9月5日を予定しております。
- 議 長 それでは説明のありました、1番~3番について審議をお願いします。発言のある方 は挙手願います。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議 長 議案第 154 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権 設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。
- 局 長 議案第 154 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画 の公告(貸借権設定)については、議案書 7 ページの通り 1 件であります。

1番 受人:新富町の○○、渡人:三宅の○○、申請地:大字三宅字○○番外1筆、登記・現況ともに田、面積2,120 ㎡、令和4年9月から10年間の賃貸借権の再設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年9月5日を予定しております。

議 長 それでは、説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙 手願います。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長で賛成の方の挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議 長 議案第 155 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について(農地中間管理権の取得)を提案いたします。事務局の説明を求めます。
- 局 長 議案第 155 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得(農用 地利用集積計画の公告)(貸借権設定)については、議案書 8~36 ページの通り 21 件 申請がなされています。すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、 申請番号1番を代表して、説明させていただきます。

1番 受人:宮崎市の○○、渡人:鹿野田の○○、申請地:大字鹿野田字○○番、登記:田、現況:畑、面積730㎡、令和4年10月から3年4ヶ月間の賃貸借権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和4年9月5日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありましたが、申請番号 11 番は、○○委員が譲渡人となる事案 でありますので、11 番を除く 20 件の議案について一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

- 議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。
- 議 長 それでは、申請番号11番の審議を行います。農業委員会法第31条の規定により○

○委員の議事参与が制限されますので、当事案の採決にあたり、○○委員の退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議 長 それでは、説明がありました 11 番について審議をお願いします。発言のある方は挙 手願います。

(委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議長全員賛成ということで許可決定いたします。○○委員は席にお戻り下さい。
- 議 長 議案第 156 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。 事務局の説明を求めます。
- 局 長 議案第 156 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。 今回の非農地証明交付申請は、議案書 21 ページの通り 1 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在:大字平郡字〇〇番外 2 筆、地目:台帳・畑、現 況・原野、面積 1,797 ㎡、所有者:小林市〇〇番地 2、氏名:〇〇、非農地判断は、事 由 4 となっています。

- 議 長 番号1について地元委員の説明を求めます。
- 29 番 非農地証明1番を説明します。申請地は、三納の○○集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照ください。3筆ありますが、○○から約500m行った所に2筆、約1km行った所に1筆あります。今回の申請は、申請人の○○さんが所有している農地でありますが、10年以上耕作しておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にも

なっておらず、優良農地でもないことから事由 4 に該当すると判断しました。皆さま のご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。 (委員 なし)

議長異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。
- 議 長 暫時休憩
- 議長ただ今から協議会とします。
- 議 長 暫時休憩

	議	会 会————
--	---	---------

- 議長、休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。
- 局 長 起立、一同礼、解散

午後2時48分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会	長				
2	番				
23	番				